

答 申

1 審査会の結論

諮問第 8 2 号案件「世田谷区八幡山三丁目 番 号の建築物に関して、世田谷区建築審査課が建物所有者に提出した文書及び建物所有者が世田谷区建築審査課に提出した文書並びにこれらの文書に係る協議の内容に関する文書一式」について、非開示決定とした文書のうち、世田谷区建築審査課が建築物所有者から受領した文書及び添付図面並びに「措置経過」一式を非開示とした決定は妥当である。それ以外の平成 2 7 年 7 月 2 1 日付 2 7 世建審第 1 3 8 号「建築基準法第 1 2 条第 5 項に基づく報告について」は開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件の異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）から世田谷区長に対し異議申立書が郵送により提出され、平成 2 8 年 2 月 2 2 日付けで受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成 1 3 年世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った「世田谷区八幡山三丁目 番号の建築物に関して、世田谷区建築審査課が建物所有者に提出した文書及び建物所有者が世田谷区建築審査課に提出した文書並びにこれらの文書に係る協議の内容に関する文書一式」の行政情報開示請求に対し、世田谷区長が平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日付けで行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書及び意見陳述によって主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 行政情報については、条例第 7 条により原則開示することが規定されている。どのような文書があるかを明らかにせず、また個々の文書ごとに非開示理由を記載していない本件処分は、理由付記として不十分である。

イ 中野区では情報公開審査会の答申として、「違反建築物の行政指導に関する文書について、原則として開示するのみならず、具体的な主な指導事項についても公開することが妥当である。」と判断している。よって、世田谷区においても監察業務における調査及び協議の内容について、公にしたとしても、監察業務の適正な遂行に支障は生じない。また、実施機関は、「今後反復して発生する違反建築物の指導が困難となるなど、当該事務の適正な遂行

に支障を生じるおそれがある。」としているが、反復して違反建築物が発生するのは区職員が正しい加減な仕事をしているからである。

ウ 実施機関は「業務の性質上、当該建築物の図面や、その使用状況に関する情報が記録されている。」としているが、法人のノウハウを公にしたとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえない。

エ 本件の対象建築物は、平成21年から平成22年にかけてリフォームがなされている。リフォーム後は、1階部分に住宅は存在せず、倉庫及び営業所になった。本件の対象建築物の倉庫及び営業所の面積は50㎡をはるかに超えており、第1種低層住居専用地域での建築が許されていない店舗兼住宅であることは明らかであり、建築基準法第48条に違反している。建築物所有者である法人は、リフォーム前に虚偽の建築確認申請を行い、リフォーム後は違法建築を行っており、これを許可した区はきちんと責任を取るべきである。区は当該法人に対していつまでにどのような是正をさせるのか、その是正内容を情報開示すべきである。

オ 実施機関は、本件の対象行政情報に個人に関する情報が含まれているとしているが、東京都情報公開審査会の答申において、違反建築物の設計者や建築主の会社や代表者名、所在地等を明らかにすることを認めており、申請者側の印影を除いて個人情報には該当しない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関は、本件処分の理由として、本件行政情報開示請求の対象となった文書につき、条例第7条第6号（行政運営情報）に該当し、また文書の一部は同条第3号（法人情報）に該当し、さらに文書の一部は同条第2号（個人に関する情報）に該当すると判断している。

実施機関が、本件非開示決定により非開示とした文書について、理由説明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおり要約される。

本件開示請求の対象情報となった「世田谷区八幡山三丁目 番 号の建築物に関して、世田谷区建築審査課が建物所有者に提出した文書及び建物所有者が世田谷区建築審査課に提出した文書並びにこれらの文書に係る協議の内容に関する文書一式」は、本件処分で明らかにしていないが、具体的な本件対象情報は、上記建築物に関して区と建築物所有者との間のやりとりの中で生じた文書及び添付図面並びに対応記録が記載された情報である。文書ごとの非開示理由は以下のとおりである。

ア 世田谷区建築審査課と建築物所有者とのやりとりの中で生じた文書及び添付図面に対する非開示決定について

当該文書は、これまで時間をかけながら行政指導により適正に対応してきた中で、区と建築物所有者とのやりとりの中で生じた文書である。これらを公にすることにより、これまで時間をかけながら丁寧に対応してきた区の監察業務において、今後の建築物所有者の協力を得られなくなるおそれがあり、今後の円滑な監察業務に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると判断し、非開示とした。また、当該文書の一部には、法人が営業活動を行う上での内部管理に属する情報が含まれており、これは公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号に該当すると判断し、非開示とした。

さらに、建築物の図面は当該建築物設計者の設計上のノウハウ、意匠等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号に該当すると判断し、非開示とした。

イ 当該建築物についての対応記録に対する非開示決定について

当該文書は、区職員と関係者との間で行われたやりとり等をありのままに記録した文書である。これを公にすることにより、上記イと同様に、これまで時間をかけながら丁寧に対応してきた区の監察業務において、今後の建築物所有者の協力を得られなくなるおそれがあり、今後の円滑な監察業務に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると判断し、非開示とした。

また、当該文書の中には個人が区へ相談した内容及び個人の事情に係る記載内容が含まれており、これは特定の個人を識別することができる情報であり、同条第2号に該当すると判断し、非開示とした。さらに、当該文書の中には法人が営業活動を行う上での内部管理に属する情報が含まれており、これは公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号に該当すると判断し、非開示とした。

4 審査会の判断

審査会は、申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象情報について

本件対象情報は、「世田谷区八幡山三丁目 番 号の建築物に関して、世田谷区建築審査課が建物所有者に提出した文書及び建物所有者が世田谷区建築審査課に提出した文書並びにこれらの文書に係る協議の内容に関する文書一式」として認められる。実施機関は本件処分においては明らかにしていないが、本件の対象情報は、平成27年7月21日付27世建審第138号「建築基準法第12条第5項に基づく報告について」、世田谷区建築審査課が建築物所有者から受領した文書及び添付図面並びに「措置経過」一式で構成されていること

が認められた。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

実施機関は、本件対象文書のすべてが条例第7条第6号に該当すると判断している。よって、文書ごとに同号の該当性について判断する。

まず、平成27年7月21日付27世建審第138号「建築基準法第12条第5項に基づく報告について」について、実施機関の説明によると、報告を求めたことがわかる当該文書を公にすることは、これまで時間をかけながら対応してきた区の監察業務において、今後の建築物所有者の協力を得られなくなるおそれがあるとしている。ところで、建築基準法第12条第5項は「特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、・・・報告を求めることができる。」と定めており、本項に基づき報告を求める場合、建築物の現状を確認するために行うものであり、必ずしもそれは違反建築物に関して違反内容の報告を求めるものとは限らず、何らかの必要があれば報告を求めることができるものである。

したがって、ただ本報告を求めたことがわかる当該文書を開示することで、今後の監察業務の遂行の妨げとなるおそれは認められないため、条例第7条第6号には該当せず、開示すべきものと判断する。

次に、世田谷区建築審査課が建築物所有者から受領した文書及び添付図面について、当審査会が見分したところ、建築物所有者から区へ提出された文書であり、この提出文書には対象建築物に関して区と建築物所有者との間で取り交わされた協議内容が記された文書であった。たしかに、申立人の主張のとおり、他自治体においては建築物に関する協議内容を開示する場合がある。しかしながら、上記対象文書は、実施機関が建築物所有者の協力を得ながら行っている監察業務としての協議内容を記した文書であり、これを公にすることは、区と建築物所有者との間で築かれたこれまでの信頼関係が崩れるおそれがあると認められる。また、当該文書に特定行政庁である区長の裁量に関する内容が含まれている場合もあり、その場合は公にすることにより、区長が判断した裁量の部分が類推され、違反建築物の発生を助長することも考えられる。よって、これらの文書を公にすることにより、区の監察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、同号に該当すると判断した実施機関の説明には理由があると認められ、非開示とすべきものと判断する。

続いて、「措置経過」一式について、当審査会が見分したところ、本件建築物に関する実施機関の対応記録がそのままの時系列で記載されていた。上記の世田谷区建築審査課が建築物所有者から受領した文書及び添付文書で判断した理由と同様、この対応記録を公にすることにより、実施機関がこれまで時間をかけながら丁寧に対応してきた区の監察業務において、今後の建築物所有者の協力を得られなくなるおそれがあり、今後の円滑な監察業務に支障が生じるおそれがあると認められるため、同号に該当すると判断した実施

機関の説明には理由があると認められ、非開示とすべきものと判断する。

(3) 条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、世田谷区建築審査課が建築物所有者から受領した文書の一部及び添付図面並びに「措置経過」一式の一部について、条例第7条第3号に該当すると判断している。

まず、当審査会がこの受領文書を見分したところ、この文書には当該法人の今後の営業活動に関する記載事項が含まれていることが認められた。この内容は法人が営業活動を行う上での内部管理に属する情報であると認められるため、この情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、同号に該当すると判断した実施機関の説明には理由があると認められ、非開示とすべきものと判断する。

次に、当審査会が添付図面を見分したところ、当該建築物の設計図面であると認められた。申立人は、法人のノウハウであったとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえないと主張している。しかしながら、この設計図面は当該建築物設計者の設計上のノウハウ、意匠等に関する情報であり、これは公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであると認められ、同号に該当すると判断した実施機関の説明には理由があると認められるため、非開示とすべきものと判断する。

(4) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、「措置経過」一式の一部について条例第7条第2号に該当すると判断している。当審査会が当該文書を見分したところ、当該文書の中には区へ相談した個人の氏名やその相談内容及び個人の私的な事情に係る記載が一部存在することが認められた。この情報は、申立人が類似事例と主張する東京都情報公開審査会答申の内容とは性質を異にするものである。区へ相談した個人の氏名やその相談内容及び個人の私的な事情に係る記載は特定の個人を識別することができる情報であり、同号に該当すると判断した実施機関の説明には理由があると認められ、非開示とすべきものと判断する。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
平成28年3月22日	(平成27年度第9回審査会) 世田谷区長から諮問を受けた。(諮問第82号) ・事務局から経過概要の説明を受けた。

平成28年4月19日	(平成28年度第1回審査会) ・申立人から意見の陳述を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。
平成28年5月23日	(平成28年度第2回審査会) ・実施機関に文書の提出を求め、引き続き諮問事項を審査した。
平成28年6月16日	(平成28年度第3回審査会) ・実施機関に文書の提出を求め、引き続き諮問事項を審査した。
平成28年7月21日	(平成28年度第4回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成28年8月5日	世田谷区長に答申した。